

2009年愛知自治体キャラバン(2009年10月27~30日)

陳情項目と参考資料の追加資料

～安心できる介護保障の確立に関する資料～

介護保険施設整備国が責任持ち解決を

解説 特別養護老人ホームの待機市す。

解説 特別養護老人ホームの待機者は現在、38万人を超えます。急速な拡充が必要にもかかわらず、今回明らかになったように、施設整備率は7割にとどまっています。市町村は3年ごとに施設の整備計画を立てますが、実施はもっぱら民間事業者頼みです。介護報酬は、08年度まで一貫して引き下げられてきました。事業所の経営は苦しく、民間頼みでは計画を達成することは困難です。そのうえ自公政権は、05年に基盤整備のための補助を、施設への直接補助から交付金方式に変え、06年には

の復活、都市部での用地取得支援などにより、緊急5カ年計画をたてて、待機者の解消をはかれと求めてきました。

◀介護保険施設などの整備計画と実績

※単位は整備計画と実績が床、整備率は%

都道府県	整備計画	実績	整備率
北海道	5,333	3,512	66
青森県	567	891	157
岩手県	1,204	1,156	96
宮城県	1,798	1,333	74
秋田県	878	1,044	119
福島県	557	627	113
茨城県	3,526	2,960	84
栃木県	4,814	2,894	60
群馬県	1,225	1,013	83
埼玉県	1,302	1,791	138
千葉県	9,316	8,314	89
東京都	6,924	3,410	49
神奈川県	11,015	4,803	44
新潟県	14,864	8,011	54
富山県	3,312	2,880	87
石川県	599	518	86
福井県	1,063	583	55
岐阜県	814	814	100
愛知県	727	576	79
三重県	2,212	1,531	69
滋賀県	1,764	1,569	89
京都府	5,373	3,525	66
大阪府	3,495	2,094	60
兵庫県	2,122	1,564	74
奈良県	1,388	730	53
和歌県	2,741	1,062	39
鳥取県	6,465	4,112	64
島根県	4,823	3,853	80
岡山県	1,518	1,504	99
広島県	1,114	775	70
福岡県	120	154	128
大分県	516	623	121
宮崎県	1,833	1,486	81
鹿児島県	1,015	896	88
沖縄県	1,128	840	74
	192	192	100
	323	245	76
	243	406	167
	579	573	99
	2,609	2,169	83
	259	248	96
	0	24	—
	914	848	93
	1,155	1,207	105
	768	611	80
	600	1,105	184
	248	414	167
全国	115,355	81,490	71

拡充「約40万人の待機者の解消」をうたっています。一刻も早く施設整備を進め、必要な量を確保できるか、国民は注視しています。

今回、厚労省が初めて施設整備率を発表したことには歓迎されますが。低い数字が明らかになつた以上、国が責任を持って解決に当るべきです。

掲げる整備目標を、本来必要な事故を生んでいます。しかし抑えられてです。厚労省は、14年度末までホームのベッド数を、介護2以上の介護2以上に引き下げる。長い目標を決して体に押し付けました。

日本共産党は、社会の復活、都市部での用地取得支援などにより、緊急5カ年計画をたてて、待機者の解消をはかれと求めてきました。

劣悪な暮らしや悲惨な
事例を三つ挙げておき

市町村の掲げる整備目標自体が、本来必要な数より低く抑えられてゐることです。厚労省

劣悪な暮らしや悲惨な事故を生んでいます。日本共産党は、社会保険削減路線を根本的

(西沢亨子)

説

角

四、五月の判定結果で、新規認定者で「非該当」とされた人が前年同月比で倍増。全体でも2・4%と約三倍に増えた。厚労省も軽度で認定されることが認め、異例となる大幅見直しを決めた。

この背景には、認定のばつつきは止められ、調査項目を「自覚状況での判断」への変更があった。また厚労省は調査員が、特記事項を記すことで「一次判定で軽くなつても、二次判定

問われる保険制度の原点、

介護度が軽度に判定されといつ批判を受け、厚生労働省は要介護認定制度の大幅見直しを決めた。実施後の大幅見直しは異例だ。新制度実施までの準備不足もあつたものの、背景には認定制度を含めた介護保険制度のひずみが表れている。

四月から始まった新認定制度では軽度に判定されたという声が相次ぐ。厚労省は従来の利用者については、軽度に認定された場合、以前の認定を譲渡する経過措置を認めた。一方、新規認定者については新制度でいつまでも

「修正される」としていた。だが、逆に調査員が混乱すればつきが増える項目も出た。しかも、大幅見直しされた判定ソフトや調査項目の周知は、実施の数日前だったなど、徹底検証もないまま、制度を見切り発した。だが、調査の理由とする。

しかし、それだけか。そもそも介護サービスの支給限度額を決めるのみの要介護認定制度は必要なのか。自己負担もあり、居宅介護サービスは現在、支給限度額の四、五割しか利用されていない。また、認定のための事務費用は年間三百億円を超えており、費用や効果からだけではなく、本来、どうから利用者や家族の状況を把握するアセマネジャーが、介護プランを作成するなかで認定する制度が望ましかつたはずだ。介護保険では、ケアマネは公平、中立の立場とされており、高い専門性を期待されていた。

大手介

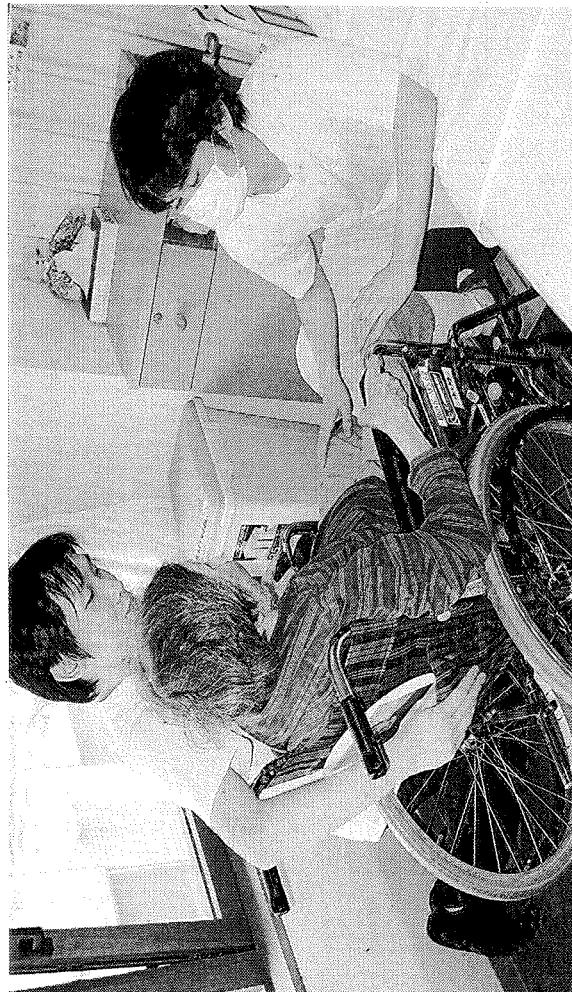
護事業者がこの率下にあってようやく存続し、常に公平性に疑問をつづらってきた。

制度誕生から十年経過しても、ケアマネをはじめとして専門性や公平性の信頼性を制度として確立し得なかつた。

結果、介護労働者は仕事の評価や報酬が低いとして離職し、専門性も養われない。国は事業者や地域によらずつきを是正しようと 急に走る。この繰り返したた。

不信の上の制度は成り立たない。介護保険制度の原点があらためて問われている。

(生活図鑑担当)



要介護認定大幅見直しへ

記者の眼



亀岡 秀人

「介護切り」押し返した

認定新制度導入早々大幅見直し

4月に実施された要介護認定の新制度が、「介護切り」という関係者の痛烈な批判と運動で、新制度の基本的な考え方を覆す大幅な修正に追い込まれました（本紙29日付既報）。実施早々の見直しは極めて異例です。日本共産党はいち早く新制度の問題点を明らかにし、白紙撤回を求めて事態を大きく動かしてきました。

新しい認定制度は、介護認定の軽度化を狙い、介護保険サービスの利用を入り口で締め出すものでした。重度の寝たきりの人の「移動・移乗」を「自立」と判断するなどの変更に、「私たちの常識では考えられない」「認定結果がその人の実情と乖離（かいり）したものになる」（認知症の人と家族の会など、幅広い関係団体が抗議の声を上げました）。

実情と乖離（かいり）した
ものになる」（認知症の人
と家族の会など、幅広い
関係団体が抗議の声を上げ
ました。）
認定が軽くなると、これ
まで利用していたサービス
をとりあげられる人が出来
ます。「せめて週3回はディ
ショナルヘルプを希望する
省が集めた全国データをも
ち、サービスが利用できな
い「非該当」の認定が3倍
近くに増えました。

して認定の軽度化や非該当の増加などの不利益は解消できる、と説明しました。これは、認定調査基準の変更が誤りであったと認めたことになります。関係者が声を上げてここまで追い込んだ意義は大きい」

サービスでお風呂に入りたい」「きちんとリハビリを受けたい」などの声は、いまも充満しています。実際に新制度では、立ち上がりのも難しい人が2ランク低く認定される例が続出しました。厚生労働省

「市民福祉情報オフィスカット」
雅子さんは、「新制度のすべてが検証されたとはいえない」としつつ、こう話します。

した「赤旗」の2月の報道をきっかけに、介護関係者の大きな運動が起きました。医連としても、軽度の判定が続出している事実を政府に突きつけ、新制度の中止を求めてきました。新制度の実施早々、異例の経過措置に続いて大幅な見直しに追い込んだことは、大きな成果です。

4月からの認定調査基準は「実際に行われている介助」や「実際に行ってもらった動作」で機械的に判断することを強調しました。私は認定審査にかかわっていますが、これでは利用者の実情を反映できません。今回、「行われている介助が不適切な場合、適切な介助を選ぶ」と見直したのは、これらの考え方を否定したに等しく、制度変更の誤りを認めたものです。

「赤旗」報道機に大運動 東京民医連会長 石川 徹さん



私は要介護認定の問題を報じた新聞記事を切り抜いてい

A black and white portrait photograph of Wang Yufang, a middle-aged woman with short dark hair, wearing a dark top.



私は要介護認定の問題を報じた新聞記事を切り抜いています。厚生労働省の検討会が制度変更を議論していた昨年10月から警鐘を鳴らし続けてきたのは、「赤旗」だけです。

厚労省がこっそり改定を進めていた認定調査基準の改悪を、2月に真っ先に伝えて注意喚起した日刊紙も、「赤旗」でした。その後、各新聞・雑誌が報じ始めました。

極め付ましたが、小池晃参院議員の国会での追及です。要介護認定者の割合が予算に合わせて認定制度で調整されていることは指摘されきましたが、厚労省自身の肉声で裏付けたのは初めてでした。あの質問が政府をここまで追い込んだのは、間違いありません。

認定制度そのものの問題点を明らかにして、日本共産党が提案するように、専門家の判断で必要な介護を提供する方向をめざすことも重要なことです。

地域密着型サービスの実施状況及び計画

(2008年10月1日現在)

市町村名		実施状況及び計画		
1	名古屋市	2007年度末指定事業所数 夜間対応型訪問介護 3 認知症対応型通所介護 22 小規模多機能型居宅介護 7 認知症対応型共同生活介護 132 地域密着型特定施設 1 2008年度計画:3ヵ月ごとに指定予定 4月及び7月に16事業所を指定		
2	豊橋市	2007年度実績 認知症対応型共同生活介護 12カ所(2カ所新規開設) 認知症対応型通所介護 4カ所 2007年度計画 認知症対応型共同生活介護 3カ所選定予定→2008年度2カ所開設 2008年度計画 認知症対応型共同生活介護 1カ所選定予定→2008年度末開設なし		
3	岡崎市	2006～2008年度での地域密着型サービス整備計画 認知症対応型共同生活介護 5カ所、各2ユニット 地域密着型特定施設 3カ所、各29人定員 地域密着型介護老人福祉施設 2カ所、各29人定員 全て事業者選定済み、一部を除き2008年度末までに指定・開設予定		
4	一宮市	2007年度計画数 2007年度実績 2008年度計画 小規模多機能型居宅介護 3,483人 718人 3,485人 認知症対応型共同生活介護 3,708人 3,534人 3,708人 認知症対応型通所介護 5,255人 425人 5,244人 夜間対応型訪問介護 2,212人 0人 2,765人 地域密着型介護老人福祉施設 696人 0人 1,044人		
5	瀬戸市	2007 小規模多機能型居宅介護 実績1 認知症対応型共同生活介護 実績1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2008 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
6	半田市	2007年度実績 認知症対応型通所介護 1件(定員8名) 2007年度計画 小規模多機能型居宅介護 1件(定員25名) 2008年度計画 認知症対応型通所介護 1件(定員10名) 小規模多機能型居宅介護 1件(定員25名)		
7	春日井市	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)については、2006・2007年度の計画通り4地区整備が進み、2007年4月に1事業所、10月に2事業所、2008年1月に1事業所指定。 小規模特別養護老人ホームについても、2007・2008年度の計画3地区のうち、1地区は2008年7月に指定し、もう1地区は今年度着工に向けて準備中。 現在の地域密着型サービスの整備状況 認知症対応型通所介護 8事業所 認知症対応型共同生活介護 11事業所 小規模多機能型居宅介護 2事業所 小規模特別養護老人ホーム 1事業所		

市町村名		実施状況及び計画
8	豊川市	2007年10、11月にそれぞれ1事業所ずつ小規模多機能型居宅介護事業所を指定しサービスを開始。2008年1月15日の合併により、認知症対応型通所介護7カ所、認知症対応型共同生活介護8カ所、小規模多機能型居宅介護2カ所となっている。 第3期介護保険事業計画では、小規模多機能型居宅介護を4カ所指定する計画で、2007年度に2カ所指定し、2008年度に2カ所公募をしましたが、応募がありませんでした。その他のサービスは整備計画がありません。
9	津島市	2007年度実績 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2007年度及び2008年度計画 小規模多機能型居宅介護(2007年度募集)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(2007年度、2008年度募集)、認知症対応型共同生活介護(2008年度募集)、認知症対応型通所介護(2007年度、2008年度募集)
10	碧南市	2007年度実績 認知症対応型共同生活介護 3カ所 2007年度計画 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2008年度計画 認知症対応型通所介護 1カ所
11	刈谷市	第3期事業計画(2006～2008年度)において、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護をそれぞれ1カ所ずつの整備を計画している。2007年度にグループホームについて事業者を選定した。2008年度には夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護をそれぞれ整備する予定である。
12	豊田市	2007年度実績 地域密着型介護老人福祉施設 0人分 認知症高齢者グループホーム 213人分 地域密着型特定施設 0人分 2007年度計画 地域密着型介護老人福祉施設 29人分 認知症高齢者グループホーム 258人分 地域密着型特定施設 58人分 2008年度計画 地域密着型介護老人福祉施設 29人分 認知症高齢者グループホーム 294人分 地域密着型特定施設 58人分
13	安城市	2007年4月 認知症対応型通所介護 10名 2007年10月 認知症対応型共同生活介護 9名 2009年1月 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2009年3月 小規模多機能型居宅介護 1カ所
14	西尾市	認知症対応型共同生活介護 627件 149, 689, 440円(給付費) 認知症対応型通所介護 189件 18, 310, 824円(給付費) 小規模多機能型生活介護(予防含む) 46件 5, 323, 617円(給付費) グループホーム4カ所(54人)、認知症デイ1カ所、小規模多機能1カ所 2008年度 夜間訪問型介護1カ所
15	蒲郡市	2007年3月～2008年2月提供分 認知症対応型通所介護 20, 363千円(256件) 認知症対応型共同生活介護 215, 623千円(927件) 同予防型 1, 601千円(7件) 2007年度中の計画はない。
16	犬山市	グループホーム 4事業所 60人定員 認知症デイサービス 2事業所 15人定員 小規模多機能型居宅介護 1事業所 計画は2008年度末まで予定なし
17	常滑市	2007年度新設の実績なし 2008年度新設の計画なし

市町村名		実施状況及び計画
18	江南市	2007年度実績 認知症対応型共同生活介護 4カ所 認知症対応型通所介護 4カ所 2008年度計画 認知症対応型共同生活介護 1カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所
19	小牧市	2007年度の設置状況は、グループホーム4事業所、認知症対応型通所介護2事業所 2008年度は、認知症対応型通所介護を1事業所指定し、現在小規模多機能型居宅介護事業が1事業所申請中。
20	稲沢市	2007年度実績・計画 介護老人福祉施設入所者生活介護を1カ所公募したが応募事業者なし 2008年度計画 特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設入所者生活介護をそれぞれ1カ所公募
21	新城市	2008年度現在、グループホーム3カ所、認知症対応型通所介護1カ所、小規模多機能型居宅介護1カ所でサービスを提供している。
22	東海市	2007年度実績 認知症対応型共同生活介護 1事業所 認知症対応型通所介護 2事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所 2007年度及び2008年度計画 認知症対応型通所介護 1、小規模多機能型居宅介護 3 認知症対応型共同生活介護 2
23	大府市	2007年度実績 認知症対応型共同生活介護 1事業所 認知症対応型通所介護 1事業所 2008年度計画 認知症対応型通所介護 2事業所、小規模多機能型居宅介護 1事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所
24	知多市	2007年度実績 認知症対応型通所介護 1事業所 小規模多機能型居宅介護 1事業所 2007年度及び2008年度計画 認知症対応型通所介護 2事業所 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1事業所
25	知立市	2007年度実績 認知症対応型通所介護 1カ所 2008年度計画 認知症対応型共同生活介護 1カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所
26	尾張旭市	現況 認知症対応型通所介護 3 認知症対応型共同生活介護 4 夜間対応型訪問介護 1(市外・休止中) 計画 小規模多機能型居宅介護 2カ所程度
27	高浜市	小規模多機能型居宅介護 1カ所(2007年10月開所) 2008年度予定無
28	岩倉市	(現在実績) 認知症対応型グループホーム 3カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所 (2008年建設予定) 小規模多機能型居宅介護 1カ所
29	豊明市	認知症高齢者グループホーム 1カ所 定員9人 小規模多機能型居宅介護 1カ所 定員20人 小規模特別養護老人ホーム 1カ所 定員29人
30	日進市	2007年実績 認知症対応型通所介護 2カ所 認知症対応型共同生活介護 4カ所 小規模多機能型居宅介護 1カ所 2008年度計画未定
31	田原市	グループホーム 2カ所(36床) 認知症対応型通所介護 2単位(24人) 新規開設予定なし

市町村名		実施状況及び計画
32	愛西市	2007年度実績 認知症対応型通所介護 14件 2, 708, 649円 小規模多機能型居宅介護 12件 1, 604, 079円 認知症対応型共同生活介護 433件 101, 881, 877円 2008年度計画なし
33	清須市	グループホーム 08年5月1日に指定(1ユニット) 2008年度中に2ユニット予定
34	北名古屋市	2007年7月1日 認知症対応共同生活介護(2ユニット) 1施設 2008年5月1日 小規模多機能型居宅介護 1施設 2009年3月 小規模多機能型居宅介護 1施設
35	弥富市	第3期事業期間として、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護それぞれ1カ所ずつの計画はありますが、認知症対応型共同生活介護については整備済
36	東郷町	2007年度実績 グループホーム 2カ所 2008年度計画 第4期介護保険事業計画策定中により未定
37	長久手町	2007年度実績 グループホーム 5カ所 定員53人 認知症対応型デイサービス 2カ所 定員13人 2008年度計画 小規模多機能型居宅介護 2008年7月供給開始 定員24人 地域密着型介護老人福祉施設 定員29人
38	豊山町	2007年度の実績はなし。 2008年度計画については、指定希望事業所が認知症対応型共同生活介護(グループホーム、1ユニット)の指定を受けるために、整備を検討している。
39	春日町	2007年度 グループホーム 1カ所 2008年度 新規設置予定なし
40	大口町	2007年度実績 1事業所 2008年度計画 1事業所
41	扶桑町	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 4施設54床 第3期計画に新設計画はなし
42	七宝町	2007年度及び2008年度においては指定なし 既指定数 グループホーム 1件 認知症対応型通所介護 1件
43	美和町	第3期介護保険事業計画では、認知症対応型共同介護(GH) 小規模多機能型居宅介護を計画 2007年度実績では、グループホームのみで、小規模多機能は実績なし
44	甚目寺町	小規模多機能型居宅介護(2007年5月事業開始) 認知症対応型共同生活介護(2008年2月事業開始) 2008年度は指定予定なし
45	大治町	認知症対応型共同生活介護 1カ所
46	蟹江町	2007年度実績 認知症高齢者グループホーム 1ユニット1施設 認知症高齢者グループホーム 2ユニット1施設 2008年度 拡大、縮小計画なし
47	飛島村	2007年度 0件 2008年度 介護サービス 7, 500千円 介護予防サービス 1, 800千円
48	阿久比町	認知症対応型通所介護 136件 1, 331回 認知症対応型共同生活介護 209件 6, 342回

市町村名		実施状況及び計画
49 東浦町		2007年度実績 小規模多機能型居宅介護 1事業所 2007年度及び2008年度計画 認知症対応型通所施設 1 小規模多機能型居宅介護施設 1 地域密着型特定施設入居者生活介護 1
50 南知多町		設置実績及び予定なし
51 美浜町		2007年度実績 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 5カ所 認知症対応型通所介護(デイサービス) 2カ所 2008年度計画 新規計画なし
52 武豊町		2007年度実績 グループホーム入所 2施設 グループホーム通所 2施設 2008年度計画 グループホーム入所 3施設 グループホーム通所 3施設
53 一色町		2007年度 認知症対応型通所介護 実績 317人 計画144人 認知症対応型共同生活介護 実績 99人 計画 68人 2008年度 認知症対応型通所介護 計画144人 認知症対応型共同生活介護 計画 69人
54 吉良町		地域密着型介護サービス給付費 2007年度実績 37, 589, 049円 地域密着型介護サービス給付費 2007年度計画 28, 512, 342円 地域密着型介護サービス給付費 2008年度計画 44, 033, 719円
55 幡豆町		認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
56 幸田町		2007年度実績 小規模多機能型居宅介護 1カ所 定員25名 認知症対応型共同生活介護 1カ所 定員9名×2ユニット 認知症対応型通所介護 1カ所 定員10名(2007年12月廃止) 特定施設入居者生活介護 1カ所 定員26名 2008年度計画 小規模多機能型居宅介護 1カ所 定員25名
57 三好町		2007年度実績 地域密着型サービス 利用件数92件 利用日数2, 584日 金額20, 032, 173円
58 設楽町		認知症対応型共同生活介護 定員27人
59 東栄町		グループホーム3ユニット27人を継続していく。
60 豊根村		村内には地域密着型サービス施設がないため、東栄町のグループホーム2室、設楽町のグループホーム1室を指定している。 村内への事業所設置は現在のところ予定なし。
61 小坂井町		認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護サービスを実施中

たまり場助成事業の要綱(概要)

(2008年9月1日現在)

3・岡崎市	根拠規定	岡崎市老人いこいの家整備運営事業費補助金交付規定			
	対象	◇岡崎社会福祉協議会が行う「老人いこいの家」整備運営事業			
	補助対象と額	(1) 整備費(修繕費・備品購入費)の2分の1以内で上限は10万円 (2) 運営費(報償費・需用費・福祉行事費・役務費・借料及び損料・公租公課)で過去3年間の平均利用日数に応じ、下記の額が上限となる			
		10日未満	5万円	40日以上 60日未満	12万円
		10日以上 20日未満	7.5万円	60日以上	14万円
		20日以上 40日未満	10万円		

4・一宮市	根拠規定	一宮市ふれあいクラブ活動支援事業実施要綱			
	目的	地域住民ボランティアによる、高齢者閉じこもり防止等高齢者相互の親睦及び有効な余暇利用に資する活動を行う場所を市が確保することにより、ふれあいクラブ活動を支援し、高齢者の福祉の増進を図る			
	対象団体	◇ 営利を目的としない ◇ 法人格を有する団体でない ◇ 市の委託事業を行う団体でない ◇ 1日につき10名以上の利用が見込める団体 ◇ 1週間につき4日以上、かつ1日につき5時間以上活動できる団体 ◇ 活動が、趣味・娯楽・談話等により高齢者自身が自由に参加でき、楽しく時間を過ごせ、生きがいの持てる内容である ◇ 利用者が市内に住所を有する60歳以上の高齢者 ◇ 実費以外に過度の負担を求めない			
		活動の場所			
		光熱水費を含む賃借料が月3万円以下の公民館・集会場・民家等で、建築物が火災保険に加入している			

6・半田市	根拠規定	半田市地域ふれあい施設事業補助金交付要綱			
	目的	地域の高齢者や子ども達が自由に気軽に利用し、家に閉じこもりがちな高齢者及びひとり暮らしの高齢者が外出する機会となり、地域の人たちの交流を深める			
	補助対象施設	地域ふれあい施設(介護予防事業を行う拠点施設)は次の要件を満たす施設で、補助金の交付申請者は事前に市と協議する (1) 設置に関し地域住民の要望がある (2) 利用予定者数・介護予防事業設備等を考慮し、小規模地域密着型で効率的な運営ができる施設規模 (3) 小学校区を単位とし、地域の特性・地理的条件を考慮する (4) 周辺に市が設置した類似施設がない			
		補助額			
		◇建設費(増改築及び備品購入を含む)は予算の範囲内で決定 ◇管理運営費は月額7万円			

11 刈谷市	根拠規定	刈谷市老人いこいの場設置運営要綱
	設置運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交通事故等を充分考慮し、安全な利用しやすい場所 ◇ 利用対象者は原則として 60 歳以上の老人 ◇ 開設日数は月 22 日以上 ◇ 部屋は、①1 階で通風及び採光のよい畳敷き、②専用で自由に使用でき 16.5 m²(10 畳)以上、③便所・手洗い・湯沸かし等の設備、④電気設備・テレビ・採暖・湯呑セット・扇風機・囲碁セット・将棋セットを備える ◇ 管理に関し、①利用料は無料、②外部から見やすい力所に表示、③設備・備品等の維持管理・補修・改修・補充は開設者が措置する
	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ① 運営に必要な物品を貸与できる ② 10 万円以上の修繕工事につき、修繕費の 2 分の 1(50 万円上限)補助

12 豊田市	根拠規定	豊田市老人憩の家設置要綱・老人憩の家管理運営補助金交付要綱
	目的	市内の高齢者に対し教養の向上・多世代との交流・レクレーション等のための場(老人憩の家)を設置・管理し、高齢者の生きがいと心身の健康の増進・地域交流の拠点づくり
	設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 憩の家はその地域を代表する高齢者団体の申請に基づき設置する ◇ 利用者は原則としてその地域の 60 歳以上の者 ◇ 原則として週 3 回以上開所する
	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 設置に要する備品は市が無償貸与する ◇ 管理運営費用は毎年定める予算の範囲内で補助金を支払う ◇ 上記以外の費用は利用者が負担する

13 安城市	根拠規定	社会福祉法人安城市社会福祉協議会・地域福祉活動助成事業要綱
	対象団体	地区の町内会・福祉委員会・地域内で福祉活動を行う団体
	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町内会が行う社協一般会費募集事務及び町内福祉活動は、会費募集実績の 40% (2008 年度は実績の 20%額) (2) 福祉委員会が行う学習活動・広報活動・調査活動・サロン活動・見守り活動、地区社協独自活動は、一般会費募集実績の 40%以内(下限 2 万円) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学習・広報・調査活動は活動経費のうち講師謝礼・会場費・印刷代・消耗品等が補助対象経費 ◇ サロン・見守り活動は活動に要する経費が補助対象 (3) 広く参加者を募りかつ年 6 回以上定期的に開催する特定サロン活動は、1 回 2 千円以内でかつ年額 2 万円以内 <p>※額は予算の範囲内</p>

20 稻沢市	根拠規定	稻沢市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱
	目的	身近な場所で高齢者に生涯学習・レクレーション・談話等の場を提供し、高齢者の生きがいづくりの推進並びに介護予防・健康増進を図り、世代間交流の促進、住民福祉の向上に寄与する
	対象者	市内に住所を有し、おおむね 65 歳以上の高齢者
	実施場所	各市民センター地区ごとに 3 カ所以内
	利用料	利用料は無料だが、必要に応じ実費を徴収することもできる

23 ・ 大 府 市	根拠規定	大府市ふれあいサロン初期活動費補助金交付要綱
	補助対象	3名以上の市民で構成する団体で次のいずれにも該当する団体 (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者に対して、レクレーション等を通して高齢者同士または高齢者と地域住民との交流を図るもので、年間を通して月に1回以上実施する (2) 地域内の空き部屋・空き店舗・地域の集会所等を活用する (3) 1日あたりおおむね3人以上の高齢者が参加する (4) 補助金を申請する年度に活動を開始したもの
	補助金	補助対象経費は①初期活動経費(サロンの賃貸契約に係る礼金・家屋改修費・備品購入費・消耗品費)と②必要と認める経費の合計額に、3分の2を乗じた額(上限20万円)

24 ・ 知 多 市	根拠規定	知多市地域福祉振興事業補助金交付要綱
	補助対象	市内に所在し、市民を対象として福祉活動を行う5人以上の、①地域において福祉活動を行うボランティア団体または市民活動団体、②特定非営利活動法人
	事業と補助額	必要経費(報償費・消耗品費・燃料費・印刷費・光熱水費・通信費・保険料・使用料・借上料・その他経費)の額で、総額の3分の2か、収入を差し引いた実必要額いずれか少ない額(上限20万円) (1)ひとり暮らし老人・要介護老人・障害者等を対象とした①食事交流会、②ハガキ交流、③家庭訪問、④季節行事、⑤世代交流、⑥屋外交流、⑦ミニディイサービス (2)在宅介護者を対象とした①介護技術の講習、②情報交換会 (3)活力ある地域社会のための高齢者や障害者等を対象にした健康生きがいづくりに関する①講座・講演会、②スポーツ大会、③調査・研究 配食サービス=必要経費(報償費・消耗品費・燃料費・印刷費・光熱水費・通信費・保険料・使用料・借上料・その他経費で上限6万円) 事業を継続的に実施するために必要な活動拠点の整備=事業開始時に1回限り上限50万円 事業を継続的に実施するための活動拠点維持に必要な借家賃・保険料等=上限30万円

25 ・ 知 立 市	根拠規定	知立市地域宅老所事業費補助金交付要綱
	補助対象	市内で高齢者の自立した生活を支援する宅老所を運営する団体で、知立市社協に登録したボランティア団体
	事業と補助額	見守り等の必要のある高齢者を、家庭に近い状況により、一時的に身近な場所で預かり、昼食を提供し、レクレーション等の事業で、原則週2回(1回あたり4時間以上)開催を対象に、運営に要する需用費・役務費・備品購入費・使用料・賃借料等で、予算の範囲内の額

26 ・ 尾 張 旭 市	根拠規定	尾張旭市地域デイサービス事業補助金交付要綱
	補助対象	地域で、身体的・精神的に虚弱な高齢者の閉じこもり防止、生きがいや仲間作り、地域社会との交流を図るために定期的に実施する地域デイサービス事業(ミニデイサービス)を行うボランティア団体(対象者が10人以上)
	対象経費と額	必要経費を対象に、1カ所につき年5万円、新規事業開始団体は初年度に5万円を加算

29 ・ 豊 明 市	根拠規定	豊明市高齢者活動拠点補助金交付要綱
	補助対象経費	市内の小規模老人憩いの家が設置されていない区で、高齢者が生きがいや健康増進を目的とした自主的な活動を行うにあたり、集会所等の利用に要する光熱水費・双峰地域学習施設の利用料で区長が申請
	補助額	1区につき年額7万円

36 ・ 東 郷 町	根拠規定	社会福祉法人東郷町社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱
	対象団体	當利を目的とせず、①自主的かつ継続的な計画に基づく活動、②1回あたり平均5名以上参加、③2カ月に1回以上開催し参加者が歩いていける範囲内で実施、④規約・会則を定め名称・目的・会員構成などが確認できる、⑤政治的・宗教的活動でない、⑥他団体・法人から補助金を受けていない、地域で活動する団体
	補助額	① 公民館・コミュニティセンター等で行う団体=年2万円 ② 会員の自宅で行う団体=年5万円 ③ 役場・町民会館・いこまい館で行う団体=年1万円 ④ 区・自治会から補助金を受けている団体=年1万円

49 ・ 東 浦 町	根拠規定	東浦町生きがい活動支援通所事業実施要綱
	目的	家に閉じこもりがちな高齢者に、日常生活操作から趣味活動等のサービスを提供する生きがい活動支援通所事業により、高齢者の社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図り、高齢者の生きがいと社会参加の促進を図る
	事業内容	実施は東浦町で、高齢者ふれあい施設ひだまりで、町内に住所を有し、身の回りのことが概ね自立した65歳以上の高齢者に、①利用者相互のコミュニケーション及び交流の場の提供、②趣味活動・室内ゲーム・散歩その他の生きがいづくりの提供、③軽スポーツ・健康相談等健康づくり及び認知症予防のサービス提供などの事業

51 ・ 美 浜 町	根拠規定	美浜町老人憩の家設置費補助金交付要綱
	補助額	① 老人憩の家の新築・改築事業(基準額500万円)で、町査定額の2分の1 ② 老人憩の家の増改築・改修事業(基準額250万円)で、町査定額の2分の1 ③ 会員50人未満の老人憩の家・備品費=40万円 ④ 会員50~100人の老人憩の家・備品費=48万円 ⑤ 会員101人以上の老人憩の家・備品費=50万円